

## 参考 昨年答申

令和3年2月8日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会  
会長 山室茂孝

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

令和3年2月1日付市環第301号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果を次のとおり答申いたします。

## 記

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和3年度の資産割の引下げについて  
平成31年度の答申を踏まえ、令和9年に予定されている県内保険税率統一に向けての資産割の段階的引下げとして、令和3年度の資産割率合計については現行32.20%より4.60%引下げ、27.60%とする。なお、応能：応益割合について、県が示す標準的な割合である49：51に向けて、今後も可能な限り取り組みを進められたい。
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について  
令和3年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。
- 3 付記  
上記1、2より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和3年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和3年4月1日とされたい。